

**公益社団法人京都市観光協会「まるっと京都」周遊観光ツアー造成支援事業
募集要領**

1 事業の趣旨・目的

京都府、京都市、京都府観光連盟及び当協会では、府市の各地域の魅力を高め、地域の活性化や観光地の分散化につなげるため、府市の多様なエリアの周遊観光を一体的に推進する「まるっと京都」の取組を促進しています。

今年度も「まるっと京都」エリア（以下「対象エリア」とする）を巡る「周遊観光ツアー造成支援事業」の実施に伴い、観光ツアーを造成し、催行する事業者を募集します。

採択された事業者には、周遊観光ツアーのプロモーションに対する補助や商品化に関する助言、情報提供及びプロモーション協力などの支援を行います。

◎ 「まるっと京都」エリア

区分	対象エリア
京都市内	<u>伏見、大原、高雄、山科、西京、京北</u>
京都府内	<u>海の京都</u> （福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町） <u>森の京都</u> （亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市） <u>お茶の京都</u> （宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村） <u>竹の里・乙訓</u> （長岡京市、向日市、大山崎町）

2 事業の流れ

手続	期間
1. 申請書類の提出	令和7年6月27日（金） ～7月18日（金）17時 [※]
2. 申請内容の審査	令和7年7月下旬頃
3. 補助金交付決定、事業実施	
4. プロモーション開始	令和7年8月から
5. ツアー催行	令和8年3月8日（日）まで
6. 実績報告	令和8年3月16日（月） [※]
7. 補助金額確定、補助金請求 補助金支払い	令和8年4月以降

3 申請要件

(1) 申請事業者

第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業又は地域限定旅行業の登録をしている事業者

(2) 申請資格

本事業に申請しようとする者は、次の全ての要件を満たすこと。

- ア 京都府競争入札参加資格又は京都市競争入札参加資格を有しており、競争入札参加停止業者でないこと。
- イ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- エ 行政機関からの行政指導を受けた者については、改善がなされていること。
- オ 反社会的勢力若しくはその統制の下にある団体でないこと。
- カ 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者でないこと。
- ク 提案事業の実施に必要な免許又は資格等を備えていること。
- ケ 提案事業の実施に必要な組織体制を有すること。
- コ 財務状況が健全であること。
- サ 旅行業法等、法令の規定により、事業の実施に際し免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- シ 当協会の公益法人としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがないこと。
- ス 京都府内に本店、支店、営業所又は事務所を有すること。

(3) 補助対象事業

次の全ての要件を全て満たす、対象事業者が自ら実施する「募集型企画旅行」とする。

区 分	要 件
1. 仕 様	<ツアー> ○ 3種類以上のツアーを造成すること。 ○ 可能な限り歴史、文化、自然等のテーマ性を持たせ、エリアの魅力を活かしたツアーを企画すること。 ○ 日帰り旅行、宿泊旅行を問わない。 ○ 行程中の移動手段（観光バス、タクシー、レンタカー、公共交通機関）は問わないが、適切な移動手段とすること。 <対象エリア> ○ 対象エリアのうち、京都市域と京都府域の観光地を各1箇所以上、行程に含む周遊観光ツアーとすること（観光地には、買い物、食事等を目的とした場所も含む）。 （例）京北→海の京都エリア ※ 対象エリア以外に、京都市の中心部を行程に含んでもよいが、1ツアーあたり1か所までにすること。また、府域外の地域を行程に含むことも可能とする。 （例）下京→西京→竹の里・乙訓エリア、大原→滋賀県→お茶の京都エリア 等 <その他> ○ エスコートプラン、パーソナルプランを問わない。ただし、パーソナルプランの場合でも、対象エリアの観光地を各1箇所以上行程に含むことのほか、補助対象事業の要件を全て満たすこと。 ○ 学校行事、慰安行事、会議、研修、視察、宗教活動、政治活動、大会等への参加を目的とした旅行ではないこと。 ○ 交付決定日から令和8年3月8日（日）までの間にプロモーション及びツアー催行し、旅行の出発日及び帰着日がこの期間内であること。
2. PR、販売	○ <u>販売期間を一定期間設け、チラシ、パンフレット、メールマガジン、ホームページ、新聞、SNS等を用いて広くPRすること。</u> ○ 「まるっと京都」周遊観光ツアーであることを示すキャッチコピー又はロゴを明示すること。 ○ 本事業により造成した周遊観光ツアーについては、事業終了後も継続販売に努めること。
3. アンケート	○ 当協会が指定する様式のアンケート（無記名、内容は別途通知）を、ツアー参加者に対して実施し、可能な限り全数回収すること。また、アンケートをPDF化したデータを、「9 実施状況の月次報告」記載の期日までに、実施状況報告書と合わせて提出すること。
4. その他	○ 本事業以外の補助又は助成制度との併用はできないものとする。

(4) 観光課題対策

京都市においては、市民生活と調和した「持続可能な京都観光」を目指すという方針のもと観光課題対策に取り組んでおり、当協会も理念を同じくし、持続可能で国際競争力の高い魅力ある京都観光の振興を目指しております。本事業の実施により、市民生活にとってネガティブな影響が生じないよう最大限の配慮を行うとともに、以下の点に特に留意してください。

- ・ 観光バスやタクシーでの行程中の移動に当たっては、混雑するエリアを避けてルート設定するなど、配慮をお願いします。
- ・ 観光バスやタクシーが路上に滞留しないよう、必ず駐車場に駐車してください。
- ・ 近隣の方の敷地に無断で入る、むやみに写真を撮る、大声で騒ぐ、道端にごみを捨てる、路上喫煙といった迷惑行為がないよう、ツアー参加者へのマナー周知等への御協力をお願いします。

4 補助事業者に対する支援

当協会は、交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次のとおり支援します。

(1) 補助金の支給

補助金額は、実績に応じて支払うこととし、補助金交付決定額を上限とします。ただし、補助金交付決定額は、予算の範囲内で決定するため、交付申請額よりも減額となる場合があります（「8 補助金交付決定」参照）。

なお、消費税及び地方消費税は補助対象外とします。

◎プロモーションに対する支援（最大50万円）

補助事業者1者当たり、採択されたツアー数×50,000円

- ・ ツアーのプロモーションにかかった費用に充当する。
- ・ プロモーション費用とは「チラシ等のデザイン費、製作費、印刷費、発送費、新聞やインターネット広告の掲載費、ウェブページの開発・更新・改修費及びその他広告宣伝費」を指す。
- ・ 消費税及び地方消費税は対象外とする。

(2) 商品化に関する助言、情報提供

当協会は、補助事業者が造成予定のツアーに関して、必要に応じて商品化に関する助言や情報提供を行います。

(3) プロモーション協力

当協会は、公益社団法人京都府観光連盟とも連携し、商品化された周遊観光ツアーのプロモーション協力（「まるっと京都」ウェブサイトでの情報発信等）を行います。

5 申請書類の提出

(1) 申請書類の提出

本事業に応募しようとする者は、次の全ての書類を電子メールで提出（「11 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレス宛て。以下同じ。）ください。

(様式1) 補助金交付申請書
(様式2) 事業計画書
(様式3) 反社会的勢力排除に関する誓約書

※ (様式2) 事業計画書は、事業（ツアー）ごとに作成してください。

(2) 申請期限

令和7年7月18日（金）17時（必着）

(3) 申請方法（電子メール）

「（申請）「まるっと京都」周遊観光ツアー造成支援事業」と件名を記入したうえで、電子メールで申請データを提出してください。

※ 提出データは、PDF化して一つのファイルに統合し送付ください。当協会のサーバの都合上、1メール当たり合計ファイル容量を3MB以内としてください。
3MBを超える場合、大容量ストレージサービスをご利用ください。

※ 電子メールの受信後、当協会から受信確認のメールを送付します。
(当協会からの受信確認メールの受信をもって受付完了とします。)

(4) 注意事項

ア 申請書類が次の事項のいずれかに該当する場合には不交付決定を行う場合があります。

- ・ 申請内容に虚偽の記載があると認められる場合
- ・ 申請書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ・ 採択事業の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

イ すべての申請書類の作成・提出に係る費用は、申請者の負担とします。

ウ 申請書類は、補助事業者の審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。また、申請書類は返却しません。

エ 申請期限以降における申請書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により当協会の承諾を得た場合の他は認めません。

オ 交付決定された事業については、進捗状況等を必要に応じて対外的に公開する場合があります。

カ 申請書類において使用する言語は、原則として日本語かつPC等でデータ入力されたものとし、手書きは不可とします（諸事情によりデータの入力ができない場合は個別に御相談ください）。

6 質問及び回答

(1) 質問方法

「（質問）「まるっと京都」周遊観光ツアー造成支援事業」と件名を記入し、本文に事業者名、担当者氏名及び電話番号を記載のうえ、電子メールで質問を提出してください。

(2) 質問・回答期間

- ・ 質問：募集開始から令和7年7月9日（水）午後5時必着
 - ・ 回答：令和7年7月11日（金）を目安に、当協会ウェブサイトで公開します。
- ※ 類似の質問にはまとめて回答します。
- ※ 質問の内容によっては個別に電話で回答する場合があります。その場合、回答は公開しません。
- ※ 不当景品類及び不当表示防止法等の法律に関する質問にはお答えしかねます。

7 提案内容の審査

(1) 審査

対象事業者からの申請書類に基づき選定委員会による審査を行い、優れた提案を行った事業者を選定します。選定委員及び選定委員会は非公開とし、個別の評価経過及び結果に関する問合せには応じません。

(2) 審査基準

申請書類を以下の観点から審査します（評点：100点）。

評価項目	評価の着目点	配点
企画力	○ 本事業の趣旨を十分に理解しているか。 ○ 行程内容が具体的かつ現実的か。 ○ 対象エリアの様々な観光地を巡る周遊性が高いツアーか。 ○ 新規性や独自性があるツアーか。 ○ 歴史、文化、自然等、テーマ性があるツアーか。 ○ ツアーのねらいや強みが明確か。 ○ 対象エリアのエリア内で、買い物、食事、宿泊等が設定されているか。	35点
集客性	○ 達成の見込みがある高い集客目標が設定されているか。 ○ チラシ、パンフレット、メールマガジン、ホームページ、新聞、SNS等、複数の媒体を用いて広くPRできるか。	35点
継続可能性	○ 事業終了後も継続販売される可能性が高いツアーか。	10点
【事業者加算】 提案力	○ 様々な種類のツアーが計画されているか。	10点
【事業者加算】 対象事業者	○ 京都府知事による旅行業登録を受けているか。	10点

8 補助金交付決定

- ・ 申請の結果は、(様式4-1) 補助金交付決定通知書又は(様式4-2) 補助金不交付決定通知書により各事業者へ通知します(電子メールにて送付)。
 - ・ 交付決定された補助対象事業については、全てプロモーション及び販売、催行してください。
 - ・ 交付決定された補助事業者については、当協会ウェブサイトで公開します。
- ※ 交付決定後、補助対象事業を変更又は中止する場合、当協会まで事前相談のうえ、(様式6) 変更等承認申請書を提出してください。

9 実施状況の月次報告

- ・ 交付決定された事業について、(様式5) 実施状況報告書を、原則として毎月10日までに、「(月次報告)「まるっと京都」周遊観光ツアー造成支援事業(企業名)」と件名を記入したうえで、当協会に電子メールで提出してください。
- ・ 翌月以降は、初月(8月)に提出した報告書を、更新のうえ提出してください。
- ・ その場合、3月分の報告書(令和8年3月1日(日)～3月8日(日)の実績を追加したもの)には、補助対象期間における全ての実績が記載されることから、(様式7) 実績報告書の添付資料として、令和8年3月16日(月)までに提出してください(10「実績報告、補助金交付」参照)。

対象月	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
提出月	8/10	9/10	10/10	11/10	12/10	1/10	2/10	3/16

- ・ 商品化の準備が整いツアー販売を開始する場合は、①販売中の旅行商品の詳細(価格、設定テーマ等)が分かるPR媒体及び②行程表を添付してください。

※ 集客目標人数の達成のため、当協会から事業の進捗状況を確認し、その進捗に応じて助言、要請等を行う場合があります。

(提出書類)

書類区分		留意事項
☐	(様式5) 実施状況報告書	
☐	【添付資料①】販売中の旅行商品の詳細(価格、設定テーマ等)が分かるPR媒体 ・掲載中のWEBページのURLとキャプチャ画像 ・チラシや新聞広告のデータ など	一度提出すれば、 翌月以降の再提出は不要
☐	【添付資料②】 販売中の旅行商品の行程表	一度提出すれば、 翌月以降の再提出は不要
☐	【添付資料③】 参加者に回答いただいたアンケート(PDFデータ)	

10 実績報告、補助金交付

- ・ 交付決定された事業について、（様式7）実績報告書を、令和8年3月16日（月）までに、当協会に電子メールで提出してください。
- ・ 内容を審査のうえ、（様式8）補助金交付額確定通知書により補助金の交付額を確定し、通知しますので、本通知に基づき、（様式9）補助金交付請求書を14日以内に提出してください。

（提出書類）

書類区分		留意事項
☐	（様式7）実績報告書	
☐	【添付資料①】 （様式5）実施状況報告書	3月分までの実績が記載されたもの
☐	【添付資料②】 プロモーション費用が分かるものと、それらの経費を支出したことが分かるもの ・領収証（と請求書）を添付	特典については税抜き単価が分かるもの（領収証で特典単価が分からない場合、請求書などを追加で添付）
☐	【添付資料③】 各ツアーの参加人数が分かるもの	参加者リストなど（※）
☐	【添付資料④】 参加者の方に回答いただいたアンケート（PDF データ）	

※ 参加者リストについて、可能な限り、①性別、②年齢、③都道府県のみ住所が記載された一覧としてください。ただし、氏名や都道府県以外の住所、電話番号などの、個人の特定につながる情報は削除してください。

11 問合せ先及び提出先

公益社団法人京都市観光協会 観光活用課 「まるっと京都」周遊観光ツアー造成支援事業担当

- ・ 電話：075-213-0020（平日の午前9時～午後5時）
- ・ メール：marutto-kyoto@kyokanko.or.jp
- ・ ウェブ：<https://www.kyokanko.or.jp/news/20250626/>